

小田原市民ホール指定候補者選定委員会第1回会議 会議録

日時：令和6年3月21日（木） 10時～

場所：小田原三の丸ホール 小ホール

1 開会

2 自己紹介

3 諮問事項

議題

- (1) 会議の公開・非公開について
- (2) 指定候補者選定委員長の選出について
- (3) 小田原三の丸ホールへの指定管理者制度の導入について
- (4) 小田原三の丸ホールの指定管理者制度導入方針（案）について
- (5) 指定管理者の募集要項等について
- (6) その他

菊地文化部長

皆様、おはようございます。文化部長の菊地でございます。委員の皆様におかれましては、年度末のお忙しいところお集りいただき、また「小田原市民ホール指定候補者選定委員会」の委員をお引き受けいただき、誠にありがとうございます。

小田原三の丸ホールにつきましては、令和3年9月の開館後、旧小田原市民会館に代わる本市の新たな文化・芸術の拠点として、また、まちのにぎわい創出の拠点として、文化・芸術の振興並びにまちなかの回遊性の向上及びまちの活性化に寄与すべく、管理運営に努めているところでございます。詳細は後ほど担当から説明させていただきますが、委員の皆様には、それぞれのお立場から、忌憚のないご意見をいただき、より良い事業者が選定できますよう、お力添えを賜りますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

なお、本来であれば、小田原市長の守屋より、委嘱状を交付させていただくところではありますが、他の公務のため、本委員会への出席が叶いませんでしたので、事前に卓上へ委嘱状を配布させていただいておりますこと、ご容赦いただきたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたし

ます。

湯山副部長

皆様、こんにちは。本日は年度末のお忙しい時期にも関わらずお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私は、本日の司会進行を務めさせていただきます、小田原市文化部副部長の湯山と申します。よろしく願いいたします。

まず、会議を始める前に、本日の資料を確認させていただきます。本日の配布資料は、会議次第、名簿、諮問の写し、資料1、2、3、4、5－1～4、参考資料1～3となっております。このうち、会議次第、資料1～5、参考資料につきましては、事務局から事前に送付させていただいておりますが、不足等ございましたら、事務局にお申し付けください。

それでは、小田原市民ホール指定候補者選定委員会第1回会議を開催いたします。

まず、会議の開催について、資料1「小田原市民ホール指定候補者選定委員会規則」をご覧くださいと存じます。委員会規則第5条第2項の規定により、会議の開催には定数の3分の2以上の出席を要することとなっております。本日は12名全員の出席がありますので、本日の会議は成立いたしますことをご報告いたします。

引き続き、次第に沿って進行させていただきます。次第2「自己紹介」でございますが、本日初めて顔を合わせる方も多いかと存じますので、まずは委員の皆様にご自己紹介をお願いしたいと存じます。恐れ入りますが、名簿の順に従い自己紹介をお願いいたします。

(委員自己紹介)

ありがとうございました。続きまして、事務局職員の紹介をします。

(事務局職員紹介)

次に、次第3「諮問事項」について、諮問書を市長から預かっておりますので、読み上げさせていただきます。

(諮問書読み上げ)

本諮問につきましては、指定候補者の選定をもって、皆様のご意見とさ

させていただきます。

これから次第4「議題」に入りますが、第1回目の会議でございますので、委員長選出までは私が進行を務めさせていただきたいと存じます。いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

ご異議ないようですので、引き続き私が議事進行を務めさせていただきます。

それでは、議事に入らせていただきます。

議題の(1)「会議の公開・非公開について」でございますが、市が設置する審議会等の会議は原則公開することと定められており、傍聴に関して必要な事項につきましては、審議会等が定めることとなっております。本日は、本委員会の最初の会議でございますので、事務局におきまして資料2のとおり「小田原市民ホール指定候補者選定員会傍聴要領(案)」を作成いたしました。

委員の皆様にご承認いただければ、この(案)により手続きを進めさせていただきます。

委員の皆様、いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

それでは、この傍聴要領(案)を確定させていただきますので、(案)を消していただき、本日の日付の記入をお願いします。

なお、会議録につきましても公開の対象になります。会議録は、事務局で作成後、委員の皆様にご確認いただいた上で、確定稿とさせていただきますと存じます。

また、本日の会議につきまして、議題の内容によっては全部又は一部を非公開とすることも可能となっています。本日の会議について、非公開とすべきことはありますでしょうか。

(特になし)

それでは、本日の議題は全て公開とさせていただきます。

これより傍聴者がいらっしゃれば入場を認めます。事務局は、事務局要領に基づき対応をお願いします。

(傍聴者入場) ※ 3 名

傍聴者の皆様は、「傍聴者の遵守事項」をお守りくださいますよう、お願いいたします。

それでは、(2)「指定候補者選定委員長の選出について」を議題といたします。本委員会の委員長は、選定委員会規則第4条の規定により、委員の互選によって選出することになっておりますが、選出方法はいかがいたしましょうか。

委員の皆様におかれましては、初対面の方も多いかと思いますので、事務局の考え方を伺うというのは、いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

それでは、事務局に伺います。委員長につきまして、事務局(案)はありますでしょうか。

事務局

委員長には、観光交流センターや小田原漁港交流促進施設(漁港の駅TOTOCO小田原)の指定候補者選定委員会の委員長を務められるなど、本市の指定管理者選定の経験が豊富な神奈川大学経営学部国際経営学科教授の湯川委員にお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

湯山副部長

ご異議ないようですので、湯川委員に委員長をお願いしたいと存じます。湯川委員長はお席のご移動をお願いいたします。

(湯川委員長、席を移動)

それでは、湯川委員長より一言ご挨拶をお願いいたします。

(湯川委員長あいさつ)

ありがとうございます。それでは、ここからは、湯川委員長に議事進行をお願いしたいと存じます。

委員長

これからは、私が議事進行を務めさせていただきますので、皆様のご協力をお願いいたします。

それでは、引き続き議題を進めます。

議題の（３）「小田原三の丸ホールへの指定管理者制度の導入について」、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、議題（３）「小田原三の丸ホールへの指定管理者制度の導入について」ご説明いたします。

資料に沿ってご説明いたしますので、資料３をご覧ください。

まず、指定管理者制度について、簡単にご説明いたします。項目の１「指定管理者制度について」の（１）「概要」でございしますが、従来、公の施設の運営管理は自治体等が直接行うか、その出資団体などが委託により運営することとされていましたが、平成１５年度の地方自治法の改正により、民間事業者やＮＰＯ法人などの多様な団体が自治体等に代わる管理者として指定され、管理運営ができるようになりました。指定管理者に指定されますと、条例の定めの下、基本的な管理運営のすべてを任せることが可能になりますので、利用料金を民間事業者自らの収入とするなど、民間事業者のノウハウを活用しやすい条件を整えて公共施設の管理運営を行っていただくことで、サービスの向上や経費の縮減が期待されるものであります。

続いて、（２）「指定管理者の指定の方法」でございしますが、原則、公募により指定管理者の募集を行い、応募者の提案や有識者による選定委員会の意見を踏まえ、当該施設の指定管理者として最適な団体を選定した後、市議会の議決を経て、正式に指定管理者として指定いたします。なお、施設におけるサービスを最も効果的、効率的にできると考えられる場合は非公募することができます。

次に、項目の２「小田原三の丸ホールへの指定管理者制度の導入について」をご説明いたします。

（１）「目的」でございしますが、先に概要にてご説明いたしましたとおり、民間事業者が有する能力やノウハウを活用することにより、小田原三の丸ホールにおける更なるサービスの向上や経費削減、魅力ある自主企画事業の展開等を図るものでございます。

（２）導入にあたっての「経緯」でございしますが、平成３０年１１月に市民ホール管理運営実施計画を改定し、開館から当面５年は直営で運営し、指定管理者制度の導入も視野に入れながら、適切な運営方式を検討することとしました。その後、市議会の一般質問において、指定管理

者制度のメリットを踏まえると、5年を待たずに検討を始めた方が良いのではないかと、とのご意見もありましたので、令和3年9月の開館後、1年分のランニングコストが見えてきたタイミングでサウンディング型市場調査を実施いたしました。参加事業者は市内外合わせて17者あり、そのうち9者から、指定管理者制度を導入するのであれば参加したいとの意向がありましたので、指定管理者制度のメリットも踏まえ、令和5年12月に令和7年度中に指定管理者制度を導入する方針を決め、12月に指定管理者制度が導入できるよう条例を改正いたしました。

(3)「指定候補者選定委員会」でございますが、アの本委員会の「役割」としましては、まず、(ア)「指定管理者制度の募集に関すること」として、公募・非公募の募集形態や指定期間が適切であるか、募集要項や仕様書、申請書等に不備、不足はないかをご検討いただきます。本内容が本日の会議の目的でございます。

次に、(イ)「指定候補者の選定に関すること」として、申請者について、申請書類やプレゼンテーションなどに基づいて審査を行い、指定候補者を選定していただきます。志村委員におかれましては申請書類にあります法人等の決算書など財務書類に目を通していただき、選定の際に申請者の財務状況に関するご意見をいただければと思います。

なお、事務局といたしましては、選定に当たり、次の3点をポイントとして考えており、募集要項等をご検討いただく際にご留意いただければと思います。

一つ目は、「市内事業者の活用」です。本市では、「小田原市地域経済好循環推進条例」を策定し、市内事業者が地域経済の重要な担い手であるという認識の下、市内事業者の活性化及び経営基盤の強化に資するよう推進するため、本市の事業において市内事業者の活用に努めておりますことから、小田原三の丸ホールの指定候補者選定にあたって、その理念を踏襲し、市内事業者の参加を前提とした応募資格の要件を設定したいと考えています。

二つ目は、「更なる施設サービスの向上」です。現サービス水準については、利用者から一定の評価をいただいておりますが、指定管理者制度の導入により、職員が入れ替わる等サービスが低下するのではないかと不安の声も聞かれております。現サービス水準を担保するのに必要な人員体制等の管理運営の考え方を募集要項等に明記するとともに、民間事業者のノウハウの活用による更なるサービスの向上策について提案されるように促していきたいと考えております。

三つ目は「魅力ある自主企画事業の展開」です。現在、官民共同で組織した実行委員会において自主企画事業を実施しているところでございますが、こちらにも民間事業者のノウハウの活用により、より魅力ある自主企画事業の展開を図る提案がされるよう募集要項等に示していきたいと考えております。

なお、指定管理者制度の導入のメリットの一つとして考えられている管理経費の縮減につきましては、選定の評価ポイントとしてウェイトを高く設定すると、過度に人件費を削減するなど、サービスの低下に繋がる恐れがあることから、小田原三の丸ホールの指定候補者選定にあたっては、重きを置かない考えでおりますので、ご承知おきください。上記の考え方を基に、募集要項案等を作成しておりますので、議題（５）において、改めて詳細をご説明いたします。

最後に、イ「指定までのスケジュール」でございますが、本日の第１回会議で募集要項等をご検討いただき、いただいたご意見を踏まえ、６月から募集を開始する予定です。サウンディング型市場調査において、提案書作成に３ヶ月程度を要するとのことをご意見を多数いただきましたので、申請期限は８月末を予定しております。申請期限までに提出された提案書等を委員の皆様にご確認いただいた後、９月下旬か１０月上旬に第２回会議を開催し、指定候補者を選定していただく予定です。選定後、１２月の市議会定例会において、指定の議決をいただき、３ヶ月間の引継ぎの後、令和７年４月から指定管理者による管理の開始を予定しております。

以上で、議題（３）の「小田原三の丸ホールの指定管理者制度の導入について」の説明を終わらせていただきます。

委員長

ありがとうございました。

では皆様から、ご質問をお受けいたしたいと思いますので、挙手をお願いします。

（意見等なし）

どちらかという議題５のほうが、論点が多いと思いますので、ご不明な点がありました、戻りながらでも進めたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、続いて議題（４）「小田原三の丸ホールの指定管理者制度導入方針（案）」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、議題（４）の「小田原三の丸ホールの指定管理者制度導入方

針（案）について」をご説明いたします。

資料に沿ってご説明いたしますので、資料4をご覧ください。

項目1の「検討内容」でございますが、募集要項等をご審議いただく前に、基本的な導入方針を本委員会で決定していただきたいと思います。検討いただく内容は2点ございます。1点目は「募集形態」でございます。議題（3）でご説明させていただきましたとおり、指定管理者の募集を公募で行うか、非公募で行うについてか、ご検討いただきます。2点目の「指定期間」でございますが、小田原三の丸ホールにおける指定管理者の適切な管理運営期間をご検討いただきます。本市のガイドラインにおいて、施設の維持管理が主たる業務の施設は3年程度、サービス内容に専門性があり、人材の育成や確保が必要な施設は5年程度と目安が示されており、検討にあたってご参考いただければと思います。

項目2の「サウンディング結果」でございますが、まず参入意向につきましては、議題（3）でもご説明いたしましたとおり、半数の9者から希望するとの回答をいただいております。公募とすることで競争が生まれ、より良い提案が出ることを期待されます。また、適切な指定管理期間については5年間との回答を多数いただいております。3年では管理運営に慣れたところで事業期間が終了してしまうため、ノウハウが生かしづらく、5年を超えるとマンネリ化する恐れがあることから、5年を目途に再度選定をし直していただきたい、といった意見をいただいております。

つきましては、事務局の導入方針といたしましては、項目3のとおり、募集形態は「公募」、指定期間は「5年」とさせていただきたいと思っております。

以上で、議題（4）の「小田原三の丸ホールの指定管理者制度導入方針（案）について」の説明を終わらせていただきます。

委員長

ただいま事務局からこの施設の指定候補者の選定に当たり、募集形態を公募とし、指定期間は5年との説明がございましたが、募集形態や指定期間が対象施設にとって適しているか、この確認も本委員会の役割の1つになっています。良く練られた案と考えられますので、委員長提案として、指定候補者については「公募」とすること、「指定期間は5年」とすることが妥当と考えますが、皆さんのご意見はいかがでしょうか。

(意見等特になし)

ご意見もないようですので、募集形態は「公募」、指定期間は「5年」としたいと思います。

それでは次に、議題(5)「指定管理者の募集要項等について」を事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、議題(5)の「指定管理者の募集要項等について」をご説明いたします。まず、「資料5-1 小田原三の丸ホール指定管理者募集要項(案)」をご説明いたします。本資料は、募集に際して基本的な事項を定めたものでございます。1ページをお開きください。「1 施設の設置目的」につきましては、参考資料にあります「小田原市民ホール条例」の設置目的を示しており、小田原三の丸ホールを管理運営するにあたっての主目的を初めに示しているものでございます。

「2 施設の概要」につきましては、名称と所在地といった最低限の施設情報を記載しております。詳細は、「資料5-4 小田原三の丸ホールの概要」に詳細を記載しており、募集の際に配布する予定です。

「3 指定管理者が行う管理の基準」につきましては、管理の基準として、「関係法令等の遵守」、「施設や備品の維持管理」、「個人情報の保護」など基本的な施設の管理運営に関する基準を示しているものでございます。

「4 指定管理者が行う業務等」につきましては、業務の範囲を示しており、条例に定める業務のほか、「施設の維持管理」、「自主事業」といった基本的な業務内容を記載しております。詳細は、「資料5-3 小田原三の丸ホール指定管理者業務仕様書(案)」に記載しております。後ほどご説明いたします。

「5 指定期間」につきましては、議題(4)において決定していただいた導入方針に基づき、令和7年4月1日～令和12年3月31日までを予定しております。

「6 応募資格」につきましては、指名停止処分を受けていない、滞納がない、暴力団関係者ではない、と言った一般的な入札参加条件のほか、議題(3)においてご説明したとおり、「市内事業者の活用」を図ることを目的として、(8)のとおり、小田原市内に営業所又は事務所等を有する法人であること、共同事業体を構成して応募する場合は、代表もしくは構成員のどちらかに適用すること、という要件を設けております。

「7 提出書類」につきましては、「6 応募資格」における要件を確認するために必要な書類を示しており、この書類の中に決算書等の経営状況を明らかにする書類が入っておりますので、志村委員におかれましては、審査の際に、ご確認いただければと思います。

続きまして3ページの「8 事業規模」につきましては、小田原三の丸ホールの管理運営に係る経費を把握し、申請の際の事業計画や収支予算を作成していただくために、募集開始時点で公表することができる規模として、予算及び決算額を示したものです。なお、自主企画事業に係る経費は、幅広く申請者の提案を受けるために、募集要項では金額の上限といった規模感を示さず、「資料5-3 小田原三の丸ホール指定管理者業務仕様書（案）」で示している自主企画事業の内容及び「参考資料2 市民ホール開館記念事業実績一覧」及び「参考資料3 市民ホール文化事業実績一覧」を参考にご提案いただきたいと考えております。

「9 質問事項の受付・回答」から「12 選定方法」までは、募集期間に関する事項を定めたものです。議題（3）でご説明いたしましたとおり、6月から8月までを募集期間とし、9月下旬又は10月上旬までに選定を行う予定でございますので、当該期間に手続きが完了するように記載しております。

「13 選定の基準」につきましては、第2回会議において、書類審査及びプレゼンテーションにより審査する際の基準として6項目示しております。この項目につきましては、施設の設置目的、管理運営方針、事務局としての審査ポイントを踏まえ、記載しております。

審査の項目、配点等の詳細は6, 7ページの別表に示しておりますので、ご覧ください。

「別表1 小田原三の丸ホール指定管理者申請者 審査基準」において、指定管理者を選定するにあたっての、項目、項目ごとの主な審査の視点、配点を表で示しています。指定候補者の選定の要件としましては、各委員の合計金額が満点の60%以上であることを事務局（案）としております。

各項目の意図するところでございますが、まず「1 申請者の管理運営能力及び妥当性」につきましては、申請者が小田原三の丸ホールの管理運営を行うにあたり、市の施策に合致した基本方針や小田原三の丸ホールの管理運営を運営したいという熱意、そして安定した財政基盤を有しているかを審査するとともに、議題（3）でご説明しました審査ポイントにおける「更なる施設サービスの向上」を図るために必要な人員

体制が提案されているかを審査するために、「業務の推進体制」のウェイトを高く設定しております。

次に、「2 『文化・芸術の拠点』としての役割を果たすための事業計画」につきましては、市民をはじめとした文化団体が利用しやすい環境を整えるために必要な施設運営と施設管理を審査項目として示すとともに、市民の文化・芸術活動を推進するための自主企画事業の提案を審査項目としております。このうち、事務局の求める審査ポイントである「更なる施設サービスの向上」実現のために「施設運営」を、「魅力ある自主企画事業の展開」実現のために「市民の文化・芸術活動を推進する事業企画」を、それぞれウェイトを高く設定しております。

次に、「3 『まちのにぎわい創出の拠点』としての役割を果たすための事業計画」につきましては、小田原三の丸ホールの設置目的である「まちのにぎわいの創出を図ることにより、まちなかの回遊性及びまちの活性化に寄与する」を実現するための提案を審査項目としております。

次に、「4 小田原三の丸ホールの魅力をさらに高める事業計画」につきましては、加点要素として、市が求める要素以外に、より魅力的な事業計画が提案され、小田原三の丸ホールの魅力がさらに高まることに繋がることを期待し、審査項目として設けるものです。

次に、「5 申請者が提案する事業計画が実現可能な収支計画」につきましては、提案される事業計画と収支計画の整合性が取れているか、必要以上に人件費を削減しているなど、サービス低下に繋がりがねないような経費削減計画になっていないか、といった点を審査いただきたいと思います。

最後に、「6 小田原三の丸ホールの管理運営を通じて行う社会貢献・地域貢献」でございますが、こちらも加点要素として、SDGs等の社会貢献に対する取組や市民の雇用など地域貢献に対する取組について提案を求め、審査するものでございます。なお、審査ポイントである「市内事業者の活用」を踏まえ、「地域貢献への取組」のウェイトを高くすることも検討しましたが、既に応募資格で市内事業者が参加するという縛りを設けておりますことから、事務局（案）では見送らせていただきました。

5ページにお戻りください。「14 審査に要する経費」から「19 申請書の配布場所及び問い合わせ先」につきましては、応募手続きに必要な基本事項を記載したものでございます。

続いて、「資料5-2 審査様式（案）」でございますが、先に説明しましたとおり、募集要項（案）「7 提出書類」のうち、市が指定する様

式を定めるものでございますので、ご一読いただければと思います。
続いて、「資料5－3 小田原三の丸ホール指定管理者業務仕様書(案)」
でございますが、募集要項(案)「4 指定管理者が行う業務等」につ
いて、指定管理者に要求する管理運営業務の業務内容及び水準等を詳
細にしましたものでございます。項目が多いため、ポイントを絞ってご
説明いたします。

まず、1ページの「1 管理運営の方針」でございますが、条例に定め
る設置項目を達成するために、小田原三の丸ホールに「文化・芸術の拠
点」と「まちのにぎわい創出の拠点」としての役割を設定し、役割を果
たすために必要な事業を実施することを管理運営の方針として示した
ものです。

次に、2ページの「3 施設運営について」でございますが、小田原三
の丸ホールの運営を行うために必要な業務を示しており、特に利用者
に好評をいただいている、利用者に専任の担当者を配置する運用を引
き続き実施していただくため、(4)イ(ア)に明記いたしました。
なお、本運用は、審査ポイントである「更なる施設サービスの向上」実
現のための基盤になるものと考えております。

次に、5ページの「4 施設管理について」でございますが、引き続き
指定管理者に実施していただくために、業務内容を列記したものです。
本来は詳細な業務仕様書をお配りするところですが、80ページほど
になるため配布を控えさせていただきました。確認を希望される場合
は、何部かご用意しておりますので、お申し付けください。

次に8ページをお開きください。「5 自主企画事業について」でござ
いですが、「1 管理運営方針に基づく事業を実施していただくために、
事業内容を示したものです。詳細な事業内容や事業本数を明記するこ
とも検討しましたが、申請者の自由な提案を阻害する恐れがあること
から、事業の大枠を示したものの、具体的な事業内容は提案に委ねるこ
といたしました。なお、これまでの自主企画事業の実績を参考にするこ
ととしていることから、ある程度の方向性は守っていただけるものと
考えております。本項目は、審査ポイントである「魅力ある自主企画事
業の展開」に関連するものでございます。

続きまして9ページの「6 業務の推進体制」でございます。現サービ
ス水準を担保するために、現在の人員体制を参考に明記したものです。
本項目は、審査ポイントである「更なる施設のサービスの向上」実現の
ための基盤になるものと考えています。

次に、「7 市と指定管理者のリスク分担」でございますが、15ペー

ジの「別表1 市の指定管理者のリスク分担」をご覧ください。一般的なリスク分担を強いている電気料高騰について、サウンディング型市場調査においても事業者から懸念する声が大きかったことから、市と指定管理者の協議によるものといいました。

10ページにお戻りください。「8 事業計画書及び収支予算書の提出」以降につきましたは、事務手続きや留意事項を示したものです。

最後に「資料5-4 小田原三の丸ホールの概要」でございしますが、先に説明しましたとおり、募集要項（案）「2 施設の概要」の詳細を示したもので、一般的な、施設の位置や休館日、開館時間、設備や利用状況、来場者数などを記載しているものでございます。

以上、速足での説明で申し訳ございませんが、議題（5）の「指定管理者の募集要項等について」の説明を終わらせていただきます。

委員長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありましたが、多岐にわたり時間も限られていることから、指定候補者の選定にあたってのポイントである、1番目の「市内事業者の活用」、2番目の「更なる施設のサービス向上」、3番目の「魅力ある自主企画事業の展開」を中心に検討してまいりたいと思います。それ以外に「その他」として、全体を含めましてご質問をお受けしたいと考えています。

まず、「市内事業者の活用」をテーマに検討したいと思います。事務局の説明を踏まえますと、資料5-1募集要項（案）2ページの「6 応募資格」及び7ページの別表の審査基準「6 小田原三の丸ホールの管理運営を通じて行う社会貢献・地域貢献」がポイントになると思いますが、ご意見・ご質問はございますでしょうか。

他の指定管理者（選定の際）でも、このあたりの議論は出ていて、隣の観光交流センター（の指定候補者選定委員会の中でも）ありました。

三樹委員

応募資格について、市内に事務所を有するかまたは共同事業体の場合のみという理解で良いでしょうか。

事務局

単独で応募される場合はもとより、共同企業体の場合においても、市内事業者を1社以上含めていただくという意味です。

三樹委員

表現は悪いが下請け的に市内事業者を活用することではいけないのでしょうか。

事務局	参加事業者として出ていただきたいと考えており、再委託先に市内事業を活用することだけでは、応募資格を満たさないと考えております。
遠藤委員	三樹委員は「(募集要件が) 厳しいのでは」ということだと思いますが、観光交流センターでは、昨年夏から秋にかけて、(指定候補者) 選定委員会を開催した際にも、この内容は議論になっています。やはり、多くの事業者ノウハウを活用していただくということであれば、「市内事業者」を外したほうが、多くの事業者が集まるのではとのご意見がありました。小田原市としては、先ほど説明がありましたように「経済の循環」というところで、市内事業者を活用しようという条例やビジョンを作っている中で、そこ(市内事業者)の活用は必要ではないかという話になりました。観光交流センターの時に、同じ形態で募集をしたという経緯があるので、施設の性質は違いますが、同じ敷地内にある施設なので共通(の募集形態)で行ったほうが良いのではと思います。
山本委員	条例の話が出ましたが、この条例は、私たち経済界から議会に対して、(経済) 循環条例を作って欲しいとお願いをして成立したものです。制定後、経済界では、この条例をどのように活用していくのかという話があります。三の丸ホールは、相応の行政のお金をかけて建てられている施設であり、その中心は、私たち経済界の従業員(市民)が収めた税金であるので、(経済が) 循環するように市内の事業者を活用していくことはとても大切だと考えています。
委員長	ありがとうございました。市内事業者を積極的に活用してくというご意見がありましたが、一般的にこのあたりについて、関委員にご意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。
関委員	共同事業体として組む時に、本当に出向しなければならないのかがハードルになりがちで、形式だけで良いとするのであれば、かなり緩くなります。例えば、3事業者の場合、すべてに出向して、給与も共同事業体が払うとなれば、かなり厳しくなり、ここの解釈を緩めにすれば、(市内事業者が) 入りやすくなると思います。現実、共同事業体になった時、小田原市内で想定される場合、設備(ビル管理)は問題ないが、技術(ソフト面)は難しいのではないのでしょうか。
事務局	やはり、(これまでの実績から) ソフト面では市内事業者はあまりいな

いと感じているので、共同事業体での応募がメインになるのではと思っています。ビル管理については、三の丸ホールでも、市内事業者が入り、しっかりと対応していただいています。ソフト面は実績のある事業者があまり無いので、市外の業者と組むことが良いのではと考えています。

関委員 そうすると、ビル管理業者の取り扱いになると思うので、そのあたりを想定しておく必要があると感じます

佐藤委員 共同事業体の場合、構成員も含めて、類似施設の管理実績は求めるのでしょうか。

事務局 今は求めてはおらず、(応募の) 幅を狭めてしまうのではないかということで外していますが、実績が無いことが運営に支障が出る可能性があると考え、明記するのか、提案とするのかは、ご意見を伺った上で検討する余地はあるかと思います。

齊藤委員 お答えできる範囲で構いませんが、サウンディング型市場調査に参加した17事業者の中で、市内事業者はいたのでしょうか。

事務局 参加していただいています。

委員長 難しいところですが、関委員の話の中であったように、「何となく入っていればいいのか、がっちり入っていないといけないのか」、このあたりの程度感をはっきりとしておかないと、手を上げる方(事業者)が参加しにくいのではないですか。原案の書き方ですと、「しっかりと入ってください」という書き方となっているのでしょうか。

事務局 そのとおりです。

委員長 そうしますと、基本的に市内事業者に入っていただくという点は、皆様の合意が得られたと思いますが、実績を問うかどうかというあたりをどうするのか。

佐藤委員 (ホールは) 普通の貸館とは違うと感じていますが、特殊な設備などはあるのでしょうか。

事務局	ホールの運営という点であると思います。業務委託の際の仕様書の中で、舞台機構や保守点検について詳細を記載しているので、その中で読み取って、金額を算出していただくことになると思います。
山本委員	行政のハコモノを健全に保全するためには、公共施設の活用（管理）をしたという実績は必要だと思います。
委員長	必ずしもこのホールの管理の実績ということではないという理解でよいでしょうか。
事務局	類似施設の管理実績という内容です。
志村委員	提出書類に、類似施設の運営実績を書いていただき、加点事項にするのかを事務局で検討いただくのはいかがでしょうか。 それから、市内事業者については、採点基準の前の段階でという理解でよいでしょうか。
事務局	採点基準の前の応募資格で絞るという内容です。
志村委員	市内事業者であることがテーブルに乗る要件で、さらに類似施設での管理実績の有無が加点要件となる形と思います。
遠藤委員	（応募）資格と市内事業者の活用は別の話で良いでしょうか。
事務局	応募資格と市内事業者の活用は別の話です。
遠藤委員	市内事業者であるという点で応募資格を区切り、その先に市内事業者の活用は、共同事業体や委託（として活用）することで加点要素が加わると理解でよいでしょうか。
事務局	今のところ、その加点要素は設けていません。
委員長	市内事業者であるという点を応募資格に含めることは、皆様の合意が得られていると思いますが、審査基準に反映させる点については、いかがでしょうか。個人的には、信頼のおける事業者かどうかを見るという内容であれば分かりますが、応募資格に入っているのであれば、審査基

準に含めるのは違和感があり、（審査基準に）含める内容ではないと思います。

三樹委員 共同事業体として応募して、ハード面では実績があるが、ソフト面で実績がない場合の考え方はどうのようになるのでしょうか。

事務局 現時点では、そこまでの想定はしていません。

三樹委員 規模的な面はありますが、ハード面はあまりハードルが高くなく、ソフト面のほうが高いと感じるので、そのあたりで絞ることや加点をするなどの考えもあるのではないかと思います。

事務局 実績の部分で気にされているのは、信頼のある事業者が来ている（応募している）という点を押さえるということで良いでしょうか。

三樹委員 そのとおりです。

事務局 それでは、改めて確認して、応募資格にするのか、加点要素とするのかを検討いたします。

直接の参考例ではありませんが、このホールを建てるときの、市民ホール整備事業の申し込みの際は、「何席以上のホール建設を行ったことがある」との基準を入れていましたので、恐らくそれに準ずるものと考えます。

委員長 先ほど、山本委員からご意見があったように、これだけの規模の（公共）施設を預かってもらう以上、それなりの事業者に入っていただく必要があるので、実績があるという点は前例を踏まえながら追記していただく形になるかと思います。

志村委員 応募資格に実績を含めるということで良いでしょうか。

事務局 そのとおりです。

委員長 小田原市内の業者であれば、（実績があるのは）ハード面での部分であらうというイメージになろうかと思います。

関委員	ハード面は、ビル管理と舞台機構のふたつあるが、舞台機構は落す（受注できる）のは数社で、（小田原市内の事業者が受注した場合）ほとんどの場合、再委託ではないでしょうか。ビル管理の中でも、消防など細かな部分はほとんど再委託になると思うので、再委託先をまとめる能力を見る必要があるので、そのあたりを記載できるかどうかだと思います。
委員長	そのあたりは、仕様書９ページの「人員体制」で議論していただくことになろうかと思います。
事務局	再委託までですと書ききれないので、実績を含めて（再委託先の）、まとめまでの記載になろうかと考えます。
梶委員	自身のイメージですと、（舞台）機構系の事業者でソフト面もやっているが、ビル管理はやっていないという事業者もあるので、そういう所と組むことは出来ますし、色々な選択肢があっていると思うので、このまま（事務局案）でも行けるのではないのでしょうか。
委員長	（要件を）絞ることは、事業者の様々な活動を妨げることにもなりますので、そこまでは書き込まず、募集要項６の応募資格（８）に「実績があること」を書き添え、（共同事業体の）組み方については、縛りを設けずに運営していただける事業者を選ぶという形でよろしいでしょうか。
	（各委員、了承）
委員長	ありがとうございました。その他、ご意見はありますでしょうか。
	（なしの声あり）
委員長	それでは、続きまして「更なる施設サービスの向上」をテーマに検討を行っていききたいと思います。こちら事務局の説明を踏まえますと、資料５－１募集要項（案）２ページの「６ 応募資格」及び７ページの別表の審査基準「６ 小田原三の丸ホールを通じて行う社会貢献・地域貢献」がポイントになると思いますが、これについてご意見・ご質問がありましたら、よろしくお願いします。

これに関して紐づいているところが、資料５－３業務仕様書（案）２ページの「３ 施設運営について」及び「６ 業務の推進体制」に記載されていますので、こちらも併せてご覧ください。

梶委員

詳細は仕様書に記載がされているのではないかと思います、人員の受付業務の中に、「チケット販売」について含まれているのでしょうか。かなり負担が重い業務なのでお聞きしました。

また、業務の推進体制は、（内容としては）十分だと思いますが、小田原市が行っている事業は注目をされているので、人材の育成まで踏み込んで記載すると良いのではないかと思います。

それから、これは次の議題になるのかもしれませんが、開館から丸２年が経過し、これまでの事業のチラシやプログラムを保管して、１０周年や２０周年を迎えた時に過去のイベントを展示するなど、今後に向けた資料があったほうが良いと感じました。

委員長

ありがとうございました。重要なお意見を３点いただきました。

まず、最初のチケット販売の人員については、含まれているのでしょうか。

事務局

現在、館の事業としてはチケット販売を行っておらず、委託をしている事業者をお願いをしておりますので、仕様には含めていません。今は行っていないが館の業務として設けるのか、手数料が入るので、収益事業として事業者のサービスとして行うのかは運営次第と考えます。委託する内容につきましては、記載していないという状況です。

人材の育成につきましては、ご意見のとおりだと考えますので、記載する形を取りたいと思います。また、チラシの収集につきましても、明記していませんが、開館記念事業と１周年記念事業については、地元のイラストレーターの方を含めて、いろいろなチラシを制作し、ビジュアル制作展として、２週間ほど開催した展示会をこれまで年１回開催しましたので、これについても掲載したいと思います。

委員長

（指定期間が）５年という中で管理するとなると、長期的に見たときにアーカイブのようなものが想定されていて、資料を保管しておくという配慮だと思います

万が一、指定管理者が変わった場合でも、引き継げるようどこかに記載しておく必要はあるのではないのでしょうか。

また、人材育成については大事な視点で、5年後に市内事業者で（ソフト面を）やれるところが出てかもしれないので、業務をしながら人が育っていくことは大切なので入れていけたらと感じます。

関委員 今から心配する話ではないですが、5年先に指定管理者が変わった場合に、（引継ぎを）一切協力しない業者がいます。そこまで（縛る）記載をするかどうかを考える必要があると思います。

志村委員 引継ぎについても、本社（間）の引継ぎしか記載がないので、細かいこと（施設側の引継ぎ）まで、しっかり載せないと、すべてを無くして居なくなってしまう事業者いるので、このあたりをちゃんと書き込んで欲しいと思います。

梶委員 他の施設の事例で申し上げると、仕様書の中で、「次の事業者が遅滞なく業務ができるよう引き継ぐこと」といった内容が明記されてので、記載したほうが良いともいます。

委員長 貴重なご意見、ありがとうございます。そのあたり、しっかりと記載をお願いいたします。

関委員 4ページの資料5－3、「先行予約業務について」もう少し細かく記載したほうが良いのではないのでしょうか。「市は毎月（施設を）これくらい使える」、「館（指定管理者）はこのくらい使える」、「土日や平日はこれだけ使える」について、（基準を）作っておかないといけないと感じます、また、（市との）共催を乱発すると、最優先になってしまうので、これについても、共催する際の基準を考えておかないと、トラブルのもとになると思います。

志村委員 貸館の事例ではないが、ある公園の施設の場合、（施設がある）自治体が後援している協議団体が使用する場合は、「仕様書に年間何日間で優先（枠）とする」内容が記載してある。

関委員 実際、トラブルになっているケースがあります。ルールを作らず「協議」としてしまうと、泥沼にはまってしまうので、ある程度基本ルールを作っておくことが大切だと思います。

中根委員	(予約が) 取れなくて、どうなっているのか、1 年後も取れない。(公演を) やりたいのに、市民が使えない。どういう状況だから市民が使えないのかが分からないといけませんが、理由が分かれば怒りを覚える人いるのではないかと思います。
委員長	関委員の(勤務する) 関内ホールでは、(基準については) 公開となっているのでしょうか。
関委員	公開はしていません。月のうち、10 日は先行予約、残りの20 日(土日4 日、平日16 日) は一般開放する。細かい理由の説明はしませんが、ルールをしっかり示すことで、公平感を出しています。
梶委員	東京文化会館では、ほぼ100%の稼働率となっていて、優先的に利用できる方たちについて、ホームページで分かるようにしていますが、その月にどの程度埋まっているかは出していません。基本的には全ての貸館や自主事業で利用することについても選定委員を設け、外部の委員により利用者が決まるやり方を取っています。当館は市民利用より、プロの利用が多く、様々な条件を見させていただいていますので、ご参考にしていただけたらと思います。
委員長	そのような基準は、今から作ることができますでしょうか。
事務局	考えが整理できていませんが、課題の本質は、市側が埋めてしまうのか、指定管理者側がそうしてしまっているのかでよろしいでしょうか。
関委員	そうならないよう、毎月のルールを決めている。最低何日間は、(一般予約枠として) 出すようにし、指定管理者が(必要以上に) 入れられないよう制限を掛けている。
委員長	事業者が決まった時点で、市と協議して、その割合を決めるのか、この委員会で決めるのか、なかなか数字のイメージが付かないと思っています。
志村委員	市が年間に行う事業は決まっていると思うので、一般利用の日数、それ以外に空いている時に自主事業を入れるということになるので、ここには書かないにしても、例えば年度協議で決めるのはどうでしょうか。

事務局	仕様書には記載していない内容になりますが、中根委員から話があったように、三の丸ホールはおかげさまで稼働率が高いので、市の先行予約について（市民から）ご意見（市であまり先行予約をしないで欲しい）をいただいていた。そのようなこともあり、令和7年度の市事業の先行予約から、原則、土日祝の予約は出来ないようにしましたが、「はたちの集い」や「出初式」など、毎年行っている市民の皆さんが参加する事業などについては、そのまま適用するわけにはいかないので、都度聞いていたものを年間分まとめて確認後、部内で調整を行い、出来る限り開放（一般予約）する内規を決め、庁内に通知しています。また、関委員のご意見がありましたように、市が先行予約する日数を月の1／2にするなど書きぶりも考えてはいますが、どうしても月ごとに市事業の日数が異なるので、（具体的な日数を）書き込むのは良くないと考えました。開館して3年目なので、今後の様子を見ながら、作り上げていくことが必要だと思っています。
関委員	自主事業を企画する時に、使える日数を書かないと、決められないという意見は（事業者）にあると思います。
委員長	貸館（の割合）については、協議をして決めるという内容を加筆する必要があるのではと思います。先ほど、中根委員の話にありましたように、「市民のホールなのに市民が使えない」となれば、市民の不満が溜り、このホールが愛されなくなることが一番心配に思います。一方で、市民に貸し出しをし過ぎると収益が無くて、事業者が立ち行かなくなことは避けなければいけないと感じます。企画書が書けないのは良くないので、これまでの市の行事の年間実績などを出していくのは分かりやすいと思います。
事務局	市が使用した実績は出すことはできます。
委員長	仕様書2ページ、「貸館事業の実施に関する業務」のうち、（4）で、具体的な人数や施設利用者に専任の職員を配置するなど踏み込んだ内容になっていますが、この辺りまで記載するのか判断に迷うところです。事務局に伺った話では、これまでの実績から利用者は「専任職員がいるので、すごくありがたかった」とう声があったとのことで、このことからこのような書きぶりになっていると思います。運営の仕方は、事業者

によって異なるので、ここまで記載して良いのかと感ずますし、同時に 9 ページ、「6 業務の推進体制」では、具体的な人数が記載してあり、この内容が手を上げてくれる事業者を縛るようなことになるのは避けたいと思います。人数は具体的な数値なので、ここまで記載する必要があるのか、このあたり、お気づきになる点がありましたら、ご意見を願います。

志村委員

ホールなどの仕様書をいくつか見たが、ここまで記載されていたものは見たことがありません。専任（職員）は、コンベンションホールのような施設では、このような記載はないが、運営上、オーダーに対して専任が付くことはありました。

委員長

書くのであれば、参考程度にするのか、具体的な数字なので、ここだけが目立ってしまう印象を持ちます。

梶委員

例えば、レセプションистや舞台関係を外部に委託する際のポイント数はもっと細かく出しているので、それを見慣れていることもあり、それほど違和感はありません。私たちが書いている提案書にも理想とする体制を人数入りで出しているので、「こういう体制なら的確な運営ができる」ということを示しています。（申し込む際の）申請書に記載するようになっているので、「ベースとして考えているのは、ここです」と示すことは親切なのではないかと感ずます。

中根委員

使う側の立場として、これまでこの人数で（三の丸ホールを）運営してきているので、最低限必要な数だと思います。広報が 1 名と記載がありますが、兼任しながら行うのは大変だと感ずます。人数を示さないと、0 人になってしまうことや集まらないことがあれば、（サービスの）向上は繋がらないのではないかと感ずます。

委員長

人数の表記は良心的とのご意見があり、違和感もないのであれば、最低この人数プラス α でどれくらい質の良いサービスが提供できるのか、このあたりは将来的に皆様に評価をいただくものと感ずます。

委員長

同じく 9 ページ（6 業務に推進体制）の館長の配置の部分で、イ（ア）の記載内容ですと、「現職の館長を配置することを前提に提案してください」と読めてしまう気がします。事業者には「ホールの管理運営を経験

した方」と広く捉えられない恐れがあり、自由な提案を阻害してしまうのではと感じますので、「三の丸」を外し「ホールの管理運営に必要な・・・」としてはいかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

三樹委員

市として、現館長を意識したところはないのでしょうか。

事務局

現館長は、利用者からの信頼も厚いので、継続していただければ、引き続き円滑な運営が行われると考えられますが、現館長を配置することは人員体制における絶対条件ではないので、誤解を招く恐れがあるのであれば修正すべきと思います。

(3) 留意事項に、「職員の雇用に当たっては・・・、ホール機能を有する同規模文化施設における勤務実績が豊富な者の採用・・・」と記載し、少しぼやかした形としていますので、同様の表現が望ましいと考えます。

委員長

館長の役割は館の管理を行うことだけでなく地域や観光交流センターとの連携も大切で、そのあたりに着目しています。館長としての資質は、館の管理だけではないという点を、公平感を保ちながら個人的には見ていきたいと思っています。

委員長

他にお気づきの点はございますのでしょうか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、続けて「魅力ある自主企画事業の展開」について、検討を行ってまいります。資料で申し上げますと、5－1 募集要項(案) 6～7 ページの別表の審査基準「2『文化・芸術の拠点』としての役割を果たすための事業計画」の「施設運営」及び「3 まちづくりのにぎわい創出の拠点」になります。これに関する仕様書は、8 ページの「5 自主企画事業について」となります。ご意見等がありましたら、お願いいたします。

志村委員

別表1 小田原三の丸ホール指定管理者申請書審査基準の「6 小田原三の丸ホールの管理運営を通じて行う社会貢献・地域貢献」に地域と

の連携の記載があり、また「3 まちのにぎわいの創出の拠点」の回遊の促進の文中に、「観光交流センターや地元商店街、周辺観光施設等と連携しながら・・・」とありますが、この違いについてお聞きかせください。

事務局 回遊性の促進については、地元商店街や観光施設と連携しながら、来館される多くの人が市内を巡り、各施設を回っていただくことで賑わってもらえたらと言うイメージで、地域貢献は、例えば再委託先で市内事業者を使っていただく、あるいは雇用する際は、市民を積極的に雇用していただくと言ったものです。地域との連携は、自治会や近隣住民としっかりコミュニケーションを取ってくださいと言うイメージで区別をしました。

志村委員 この辺りは、やはり小田原城を中心に、海だったりするので、観光のイメージが強いように感じました。

事務局 このホールの建設時から、地域の皆さんとコミュニケーションを取りながら進めてきましたので、これからもしっかりやって欲しいと言う意味を込めたものですが、「地域との連携」という言葉が、誤解を招くようであれば、削除いたします。

委員長 三の丸ホールでは、地域住民からの苦情などがあるのでしょうか。

事務局 ほぼ無いと言っていいですが、主催者が敷地内駐車場で喫煙していたことに苦情があったことがありました。

関委員 関内ホールでは、地域の自治会に加入していて、業務の一環という意識で、館長が会議に出席して、自治会活動にも参加しています。それから、地元の商店街の組合にも加入しています。これは会費がかなり高額なので(施設の間口で決まる)、かかる経費については事前に(事業者に)伝えておく必要があります。「関内ホールに人を集めて、(商店街に)流してください」という役割がはっきり決まっているので、こういう状況だということを(仕様書に)書いておくことは必要だと思います。

委員長 お話を伺っていると、地域との連携というよりは、良好な関係と感じが強い気がしますので、仕様書の中に加入を含めることは必要な気もし

ますが、他の施設ではどうでしょうか。

梶委員 東京文化会館では、自治会には加入していなく、文化施設が多い地域のため、各館長が集まる会に会費を払い、参加しています。その他に、上野の「暖簾会」という会があり、そこに文化施設が一部加入していますが、東京文化会館は、同じ財団の中にある東京都美術館が加入しているので、そちらには入っていないという状況です。また、地元の商店街とも付き合いがあり、地域との関りは持っています。

委員長 そうしますと、「地域貢献」というよりは、「地域との関係性」という内容を審査基準の中には「地域と友好的な関係性を築く」という内容を含めて、また仕様書の中にも、何らかの形で入れる。そうすると、市内の回遊性（関連）などの会議などにも出席するようになるので、そのあたりも一括して読み取れるような内容にするという理解になるのでしょうか。市内の他の指定管理施設、例えばTOTOCOなどはどのような状況でしょうか。

佐藤委員 地元の商店会に加入し、自治会には入っていない状況です。

関委員 人の流れを作るので、いろいろなことが起こる（ゴミ問題など）ので、業務として関係性を作る必要はあります。（せざるを得ない）

委員長 それでは、書き方は、（事務局に）一任いただくとして、評価基準と仕様書に含めるという方向で進めたいと思います。

他にご意見はございますでしょうか。

梶委員 にぎわいの拠点創出のための自主事業の企画に関してですが、安定した事業運営のために、外部資金の調達などは考えなくても良いのでしょうか。そこまでだと、ハードルが高くなるので、今は見送るといことはあるかと思いますが、書いても面白いかと感じます。

それから、素朴な疑問として、令和6年度の後半に、指定管理者が決まるようですが、自主事業は1年以上前には決めておかなければならないので、令和7年度の自主事業はどのようにするのかという点を、どう考えているのかが、ここからは読み取れませんでした。

事務局 1点目の外部資金の調達については、まだそこまでは考えていません。ご提案いただいた事業から、収支が見えてくるので、必要なものを精

査した後に予算計上して委託料の中に含め、それ以上のものは（指定管理者に）お任せしたいと思います。

もう1点の、令和7年度の自主事業については、現在、自主事業は実行委員会形式で実施しています。まず令和4、5年度の2年間で行い、予算の議決前ではありますが、令和6、7年度についても、同じ形で進める予定です。令和7年度の事業は、実行委員会で何本か決めておき、指定管理者が決まった時点で、やるかやらないかを指定管理者に判断してもらい、実施するのであれば、実行委員会から委託料を支払い、実施してもらう。もし、（指定管理者が）行わなければ、実行委員会が貸館で、自主事業として実施するという形で、円滑に引き継ぎを行いたいと考えています。

個人的な考えではありますが、10月に指定管理者が選定された以降、（議決前で）正式に決まっていますが、実行委員会にオブザーバーとして出席をお願いし、これまで積み上げてきた事業の内容を、委員の皆様から聞いていただき、令和7年度以降の内容を検討できたらと考えています。

委員長

ありがとうございます。円滑に引継ぎができるように検討していただいているとのことでした。

他はいかがでしょうか。

私から1点お伺いします。評価基準の3の1番目のまちなぎわいを創出する事業企画で、主な審査の視点の中で「日頃、三の丸ホールを利用しない市民を含め」と書いてありますが、不要ではないかと感じていますがいかがでしょうか。

事務局

強調して表現したものなので、無くても大丈夫です。

梶委員

普段ホールを利用されない方の利用を促進するのは課題としてあるので、記載していると思います。

委員長

意図は理解しますが、ここに記載があるのは違和感を覚えました。個人的には、ターゲットをどう考えているのかは、個人的には審査のところで見たいと思っています。究極的ではありますが、儲かる事業がいいのか、市民向けの事業がいいのか、年齢層や家族向けなどいろいろあるので、全方位邸にやるにしてもバランスは重要だと思います。そういった中で、事業を行い、普段、（三の丸ホール）に来ない人が来てみたら、「（三

の丸ホールは) 良いから、来年もまた来よう」と思ってもらえるといいので、書かないにしても意図していきたいと思います。

梶委員

「4 小田原三の丸ホールの魅力をさらに高める事業計画の利用促進計画」で、「ホームページやSNSを活用していきます」とありますが、一方で「(仕様書3の施設運営の(6)利用促進に関する業務のイで)ホームページの改修は指定管理料の中で対応してください」との内容の記載があります。(ホールの運用が)始まったばかりなので、5年間(の指定管理期間中に)は大幅な改修は無いと考えているかと思いますが、ホームページの改修はかなり費用が掛かるので、そこは指定管理者側で対応するとなると、大変だと感じます。今後、デザインの変更など改修の必要性が分かっているのであれば、指定管理料に含めておく必要はあると思います。

事務局

現時点は、現状活用しているホームページを運用する費用のみを予算として計上することを考えています。それ以外のものを用意したいということになると、「提案という名目」の負担になってしまうかと考えていますが、無理な話ということであれば、検討したいと思います。

委員長

どういう情報発信していくのかという点は、提案で出てくるとと思います。もしかすると、少し資金が足りないといった逆提案があるかもしれないのではないのでしょうか。

事務局

提案いただいたものは、予算計上する事務手続きを取り、説明していきたいと考えます。

委員長

他に何かございますでしょうか。
無いようでしたら、最後に全体を通してお気づきの点がありましたらお伺いいたします。

三樹委員

別表の加点の中に含めていただければと思い、発言させていただきま
す。世界的に脱炭素がテーマとなっていて、小田原市は先行地域に指定
されているので、ぜひ加点のところでカーボンニュートラルを入れて
もらいと思います。現在、ここ(三の丸ホール)は、先行地域の範囲で
はありませんが、今後含めることも可能ですし、また地元の電力会社か
らの再生エネルギーの電気を買ってもらえると地域の活性化にもつな

がります。三の丸ホールの使用電力は年間100万キロワットほどで、さきほどの電力会社は1ワットあたり1円～1.5円高くなり、費用は掛かってしまいますが、このあたりを入れることで、ステータス的なこともあるので、「そういうホールを選んで使う」という使う側の意識も変わってくるのではないのでしょうか。可能であれば、含めていただけたらと思います。

山本委員 とても良いことだと思います。地球に優しいホールはとても大切だと感じています。

委員長 ある程度設備が必要になってくるのではないのでしょうか。

三樹委員 蓄電池やEV自動車、太陽光パネルなど、先行地域に指定された後、5年間は国からの補助金が出ます。

関委員 それは市が対応する内容ではないのでしょうか。記載する内容は限定的にしないと、誤解のもとになってしまいます。（指定管理者は、）業務委託されているのと同じなので、既存の設備を勝手に触ることはできませんので、（仕様書には）入れにくいと思います。また、先ほどの電気代も、指定管理者はコスト面のみで、採算が取れるかどうかだけで判断せざるを得ないと思います。

志村委員 別のところで、業者提案にあったが、委員の中で話になったのは、廃棄コストを考えると厳しいとの内容でした。節電などは含まれています。

三樹委員 仕様書の中には含めず、加点の部分に含めるのはあるのかと考えます。

関委員 それは厳し過ぎると思います。

志村委員 採点表、7ページの6社会貢献の取り組みの「障がい者支援」とありますが、6ページ2施設運営の「要支援者等に配慮しているか」は、この意味の違いはどのような内容でしょうか。また、法定雇用率を確認できる資料を求めているないので、必要書類に含めて欲しいと思います。

事務局 意味が重なる部分がありますが、施設の運営は、例えば車いすの方が

利用される場合、どのような案内（柔軟な対応）をするかなどを示めし、社会貢献は、雇用を含めどのような対応を取っているかを幅広く意味した内容としています。

追加資料は、そのように対応します。

委員長 先ほど、ご意見がありました環境に配慮した内容については、公共施設なので何もキーワードがないのは気になっています。

山本委員 コストに関わらず環境への配慮のアイデアを出していただくと参考になりますし、気が付かないところでお金には代えられないアイデアが出てくると思います。

梶委員 先ほどは、ハード的な部分の工夫を求められたからだと思いますので、ソフト的な部分、例えば紙を減らすことなどの提案でも良いと思います。

齊藤委員 環境の配慮が緩すぎるので、分かりにくくなっていると感じるので、キーワード入れてあげると、ハードかソフトかが読める（イメージが付きやすい）ようになるのではないのでしょうか。

委員長 どのような方針なのかは大切な部分だと思うので、評価に入れながら、仕様書に少し修正などがあれば、事務局に一任いただき、少し加筆をすると思いますので、よろしくお願いいたします。
他はいかがでしょうか。

関委員 資料５－３、１０ページの「７市と指定管理者のリスク分担」の中で、小規模修繕の上限額の記載はしなくて良いのでしょうか。

事務局 ７ページ下部の施設管理の中に含めており、１件３０万円としています。

関委員 同じページの、「９ 事業報告書及び収支決算書の提出」ですが、私たちの施設では毎月報告会議を行っています。どれくらいが適切なかはありますが、正式に合う機会を作ると色々な話が出るので、検討してみてはいかがでしょうか。

梶委員 私たちも、財団全体の各館の代表者が毎月集まる会議があります。

事務局 最初は毎週、毎月必要なものと考えていましたので、(適切な回数やタイミングについて) 検討していきます。

委員長 ご指摘ありがとうございます。
他はいかがでしょうか。

(特に意見なし)

意見等も尽きたようですので、指定管理者募集要項等について、お諮りいたします。本件について、事務局作成案により、皆様からのご意見を盛り込む形で修正し、指定候補者を募集いたしますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

ご異議ございませんので、事務局作成案に、皆様のご意見を盛り込む形で修正し、指定候補者を募集いたします。

最後に、議題(6) その他ですが、事務局から何かございますか。

事務局 その他といたしましては、指定候補者選定員会第2回会議の日程でございます。事務局としましては、8月末を目途に申請受付を締め切りましたら、書類の確認、暴力団排除条例該当の有無の照会などを行い、申請者から提出書類を委員の皆様にごできるだけ早く事前に送付し、ご確認いただいた上で、9月下旬又は10月上旬に第2回会議を開催したいと考えております。

また、第2回会議につきましては、指定候補者の選定の審議を行うため、委員会の公開は、申請団体のノウハウ、経営状況活動等を公開することとなり、当該団体の事業運営上又は財産権等の利益が不当に損なわれるおそれがあること、また、選定委員会の率直な意見交換、意思決定の中立性が損なわれる恐れがありますことから、非公開とさせていただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

委員長 ただいま、事務局からありました、第2回会議については、非公開と

することで、皆様、ご異議はございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長

それでは、第2回会議は非公開として取り扱いさせていただきます。
以上を持ちまして、予定しておりました議題は全て終了いたしましたので、進行を事務局に戻させていただきます。
円滑な議事進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。

湯山副部長

湯川委員長、どうもありがとうございました。
これで本日の会議は閉会といたします。委員の皆様、ありがとうございました。